

い ほ ぬ ま ち く か っ せ い か け い か く  
伊保沼地区活性化計画

栃木県・小山市

平成23年3月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	伊保沼地区活性化計画						
都道府県名	栃木県	市町村名	小山市	地区名(※1)	伊保沼・小宅・黒本地区	計画期間(※2)	平成23年度～平成27年度

## 目 標 : (※3)

伊保沼地区外2地区を含む本地域は小山市北西部位置する、小宅、黒本、島田からなる、米麦、野菜産地であり、国道50号を經由し首都圏を市場とした出荷形態を主としている。しかしながら、本地域については、ほ場から集出荷場等への一次輸送のための農業用道路や農業用排水施設の整備水準が低いことから、通作の不便さや荷傷みの発生、大型機械化体系への移行に支障を及ぼすとともに、施設の維持補修に多大な労力を要している等、効率的な営農が困難な状況となっている。このような状況から、本地域では、農家戸数が平成17年で290戸、平成22年度で212戸と78戸(27%)の減少となっている。このため、農業用道路及び農業用排水路を整備・保全し営農環境を改善することで、効率的安定的な農業経営の実現に資し、今後の農家戸数の減少を平成28年度に平成22年度比30戸減(14%)182戸に抑制し、農業就業者の離農抑制及び新規就農者の確保定住化を図る。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

本市は、いのち・豊かな心・ゆとりと癒しを育む「水と緑と大地」の素晴らしい自然環境があり、東京圏からわずか60kmの栃木県南部に位置する。伊保沼地区は、小山市の北西に位置し、市街地に隣接する都市的農業地域で、営農形態は米、麦、野菜による複合経営であり、農産物は国道50号線を経由して東京方面へ出荷されている。

### 現状と課題

当地区は、水稻・麦・野菜等の生産が盛んで、地域内の道路については2.0m～3.0m程度の砂利道で農業機械の大型化に伴い運搬や営農に支障をきたしております。又、地域の水路状況については、土水路が多く維持保全に多大な労力を要するとともに用排分離がなされていないため、効率的な水の管理が出来ない状況にあります。又、大雨時には水路の草等により、排水路内を流れる水が溢れたり、増水による水路法面の崩壊等、農作業に支障を来しております。このため、現状の農業生産基盤の整備水準を向上し、営農環境を大幅に改善することにより効率的な農作業を行える。また、農業経営の安定化・効率化を図ることにより、農業振興を図る中で地域の活性化を図っていくことが課題となっている。

## 今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み、地域活力が低下する中、農地の保全、基盤整備、後継者の育成や農地の集約化等を促進して農業経営の安定化を図り地域活性化を目指す。具体的には、農業用道路及び用排水路の整備を行うことによって、農作物の安全な搬送や安定的な排水・用水の管理によって、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上を図る。このことにより当地域の農家人口・総人口の減少を抑制し、営農活動の活性化を促進する。また、活性化計画の終了翌年度に、農家戸数を平成22年度比30戸減に留める目標の達成状況を検証する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
小山市	伊保沼地区	基盤整備(農業用排水施設)	小山市	有	イ	H23~H24
小山市	小宅地区	基盤整備(農業用道路)	小山市	有	イ	H24~H26
小山市	黒本地区	基盤整備(農業用道路)	小山市	有	イ	H25~H27

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

伊保沼・小宅・黒本地区(栃木県小山市)	区域面積 (※2)	417ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の417haのうち農地面積は約343haで8割以上を占め、当該地域における農林漁業従事者は、全体で381戸の内212戸でありおおむね56%である。		
②法第3条第2号関係: 当地域の農家戸数は平成17年度から平成22年度の間27%減少しており、農業従事者においては高齢化や後継者不足が進んでおり、地域活性化のためには、基盤整備により生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加や農業従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 農振地域の為、市街地を形成している地域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 ……………該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項……該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

当該地域の農家戸数は、平成17年290戸から平成22年212戸と78戸(27%)減少している。また農業従事者の高齢化や後継者不足が進み、農業経営の維持が困難になっている。このため、農家戸数の減少を平成28年度に平成22年度比30戸減(14%)182戸に抑制することを目標とする。

小山市では、平成28年度事後評価時に農業委員会選挙人名簿を基に農家戸数を確認し達成状況の評価を行う。

また、公表にあたっては第三者の意見を聴取する。

県としては小山市の評価について妥当性を確認する。